度を持て反駁したり。

會社側は争議團のこの強硬なる態度よりして他の所屬炭坑にも影響するを慮り圓滿なる解決を希望するに至りたる爲所轄後藤寺署長の斡旋に依り同日午後十一時双方代表會見折衝の結果十五日未明次の條件を以て解決せり。

十三、解決條件（覺書）

1、個所採炭不能の場合は最低賃銀壹圓三拾錢の日給を支給す
但所定の時間係員指揮に從ひ忠實に稼働したる場合に限る
火藥は現在通り社費たること

2、堀進作業なぐれたる場合は一人に付金壹圓參拾錢の繰業を支給す
但所定の時間係員の指揮に從ひ忠實に稼働したる場合に限る